

電気通信大学 国際交流会館 入居者 募集

Application for UEC INTERNATIONAL HOUSE

国際交流会館の入居者を下記のとおり募集します。

記

1. 募集室数
Rooms 家族室 2室 2 family rooms
※ 優先順位有り。順位は別紙国際交流会館入居優先順位のとおり
2. 入居期間
period 2017.10.1 ~ 2018.9.25 (最長1年間 one year at longest)
ただし、在学期間が入居期間より短い場合は在学期間終了まで
3. 応募資格
Qualifications 在留資格が留学の、学部及び大学院の正規生 ※再応募可
regular course students (Graduate & Under Graduate) ※ Re-application
4. 家賃等
Rent 家族室 family room ¥39,070/月 month
※各部屋の光熱水費等は実費 utility charges of each room extra
ただし変更する場合があります Might change
5. 申請書
Application form 留学生担当 (東2-109) で配布
Forms are available at International Student Office.
6. 提出期限
Submission Deadline 2017/7/21 Friday (金) 12:00 留学生担当へ提出
Submitted to the Student Dormitory Section.
7. 結果発表
Result announcement 2017/7/28 Friday (金) 13:00 留学生係掲示板で発表
Posted on the International Student Office bulletin board.

(問い合わせ先)

学生課留学生担当 (東2-109)

電話 : 042-443-5112

E-MAIL : ryugakusei-k@office.uec.ac.jp

国際交流会館入居申請にあたっての注意事項

●応募資格を満たしても下記のいずれかの者は申請を取り消します

- ・授業料、寮費、家賃、公共料金等の滞納常習者または、近隣の住人に迷惑行為を行う常習者
- ・住所変更または、一時帰国届の提出を怠る常習者
- ・問題を起こし寮の許可取消し（取消しに準ずる処分も含む）になった者
- ・アパート等の契約を強制解除になった者
- ・在留資格が留学でない者
- ・夫婦室又は、家族室を申請の場合、夫婦又は家族の証明ができない者
- ・家族室の同居者が、配偶者及び子供以外の場合
- ・夫婦室又は、家族室を申請の場合、同居者が就労可能な在留資格の場合
- ・現在、本学推薦の寮に入居し、その寮の入居期限が2014年3月以外の者
- ・一橋大学国際学生宿舎に在寮し延長申請をした者（入居2年未満）
- ・寮費を4ヶ月以上滞納した事がある者

●抽選

応募者多数の場合抽選を行います。抽選をする場合は7月28日（金）13:00に留学生係掲示板にてお知らせします。抽選日時は7月28日（金）16:30 となります。留学生担当まで来てください。

抽選は必ず申請者がクジを引きます。申請者が上記日時不在の場合、留学生担当が代理でクジを引きます。

●申請時に必要な物

- ・申請書、夫婦の住民票
- ・10月入学者は合格通知書のコピー

事前に主な注意事項を、下記に記載しましたので確認してください。

●確認事項

- ・入居は10月2日～10月10日9:30～16:30(平日13:00～14:00・土日祝祭日を除く)に入居すること。
ただし、やむを得ず入居できない場合は事前に留学生担当まで相談に来ること。
入居日を9月22日15:00までに、留学生担当へ紙面で提出すること。
- ・部屋代・共益費等は、銀行自動引き落としを原則とする。毎月20日～25日頃（土日の場合はその直後）に引き落とされるので、必ず必要な金額を残しておくこと。
- ・家賃・共益費は日割り計算を行いません。例えば 10月10日に入居した場合も1か月分必要です。
- ・光熱費は各会社からの請求書を受け取ったら、各自支払うこと。
- ・入居許可期間の途中で退去する場合は、退去する1ヶ月前までに申し出ること。
その後退去の連絡があっても1か月分の宿舍費が必要になります。
- ・郵便物は学内に届けられるので、土日・祝日等は配達されません。
- ・部屋に入りきらない荷物を、トランクルームに一時的に、一部預けることは可能ですが、スペースに限りがあるので、必要最小限にすること。（預り期限は退去日まで 単身者1㎡程度 夫婦・家族1.5㎡程度）。

●その他

- ・現在アパート等に住んでいる人は、至急大家さんにアパートを退去する日を伝え、10月分の家賃が発生しないようにしてください。

●必ず守らなければならないこと

- ・騒音等他の居住者に迷惑がかからないように、配慮すること。※館内禁煙
- ・夫婦室又は家族室は、入居1ヶ月以内には同居者が同居していること。
- ・面会はロビーで行い、入居者以外を（家族であっても）部屋に入れないこと。
- ・その他、国際交流会館入居説明会等における注意事項を守ること。
- ・居住にあたって、留学生担当からの注意を聞くこと。

◎注意を受けたにも関わらず、上記の「必ず守らなければならないこと」が守られない場合、退去を命じることがあります。

※保険には、必ず入ること。

○国民健康保険（国民健康保険カードと支払を継続していることを証明できる書類）

○大学生協 火災共済及び学生賠償責任保険・・・生協

※上記保険に入居日から適用されるように、加入しない場合は入居が取り消される場合もあります。

上記保険は学研災 付帯 学生生活総合保険でも可とします。